

各務原市パターゴルフ場指定管理者募集要項

ファミリーからゴルフ愛好家まで幅広い層の健康及びレクリエーションを目的とする各務原市パターゴルフ場(以下「各務原リバーサイド 21」という。)の効率的・効果的な管理運営を図るため、指定管理者制度による管理を実施する。

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項、各務原市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 15 年各務原市条例第 27 号)及び各務原市パターゴルフ場設置条例(以下「条例」という。)に基づき、以下の要領で各務原リバーサイド 21 の指定管理者(施設の維持管理)を募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

各務原リバーサイド 21

(2) 所在地

各務原市前渡西町字常貞寺 1079 番 1 の 1 地先

(3) 施設内容

- ・パターゴルフ場(天然芝) 2 コース 36 ホール
- ・木 曾 1H~18H(592m パー72)
- ・各務野 1H~18H(488m パー72)
- ・クラブハウス(管理事務所)・メンテハウス・東屋・パター練習場・駐車場・喫茶室

(4) 規模

- ・クラブハウス(鉄筋平屋 120 m²)・・・管理事務所・休憩室・便所
- ・メンテハウス(鉄筋平屋 62 m²)・・・車庫・管理用機材庫・作業員詰所
- ・駐車場 65 台 マイクロバス用 2 台
- ・敷地 占用面積 33,838.2 m²
施設面積 28,036.4 m²
- ・開設年 平成 13 年 4 月

(5) 関係法令

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)

各務原市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例(平成 15 年各務原市条例第 27 号)

各務原市パターゴルフ場設置条例(平成 12 年市条例第 39 号)

各務原市パターゴルフ場設置条例施行規則(平成 12 年規則第 43 号)

個人情報の保護及び情報公開に関する関係法令等

その他関係法令等

2 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務の範囲は次のとおりとします。なお、業務範囲に掲げるすべての業務を他の事業者へ委託することはできません。ただし市と協議し承諾した場合に限り、指定管理者の責任において部分的な業務の委託について専門の業者に委託できます。

- (1) 施設全体の管理運営業務
 - ① 施設全体の経営管理業務
 - ② 施設の総務・経理業務
 - ③ 事業報告書の作成及び提出等
- (2) 施設の利用申請事務及び利用料金の徴収事務
 - ① 施設の利用申請の受付、利用料金の徴収事務
 - ② 利用券の発券及び利用料金の徴収事務等
- (3) 施設の維持管理業務
 - ① 施設の日常清掃・定期的清掃業務
 - ② 敷地内の緑地及び樹木の剪定、維持等の管理業務
- (4) モニタリングの実施
指定管理者制度導入施設におけるモニタリングマニュアルに基づくモニタリングを実施すること。
- (5) その他当該施設の管理運営に関して、市長が必要と認める業務

3 指定管理業務に要する経費

(1) 指定管理料に関する協議

指定管理料については、会計年度ごとに指定管理者から提出された収支予算書を踏まえ、予算編成過程や予算の議決を経て、次年度の年度協定を締結する中で決定する。

(2) 指定管理料の支払い

市は、以下の対象経費から、収入見込額（利用料収入、その他収入）を差し引いた額を、指定管理料として会計年度ごとに、別途締結する年度協定に基づき指定管理者に支払います。本事業では利用料金制を採用することとし、利用料は指定管理者の収入とします。

また、指定管理業務に係る経費は、各年度の四半期毎（4月、7月、10月、1月）に、請求に基づいて支払います。

【対象経費】

- ・各務原リバーサイド21の管理運営に関する経費
- ・各務原リバーサイド21の維持管理に関する経費
- ・市への報告に関する経費
- ・その他、仕様書に関する経費

(3) 指定管理料の上限額

指定管理料の算出にあたっては、次に掲げる額を上限額とし、当該上限額を超える額を提案した申請団体は選外となります。

また、指定管理料は提案された額に基づき予算調整を行い、市議会の議決を経て確定するため、提案額が必ずしも保証されるものではありません。

指定管理料の上限額（5年合計） 206,175千円（税込）

(4) 指定管理料の精算

指定管理者と市が合意した指定管理料、利用料収入及びその他の収入の合計額が、対象経費を上回った場合、協議のうえ精算することがあります。

なお、不測の事態により対象経費に大幅な増減が生じた場合には、次年度以降の収支予算の見直しに反映させることがあります。

(5) 管理口座・区分経理

指定管理業務に係る経費及び収入は、指定管理者自身が通常使用している口座とは別の口座で管理すること。また、指定管理業務に係る経理とその他の業務に係る経理を区分して整理することとする。

4 指定の期間

(1) 令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで(5 年間)

(2) 市長が管理を継続することが適当でないとする場合には、その指定を取り消すことがあります。

(3) 指定を取り消す場合、指定管理者の損害に対し、市は賠償を行いません。また、取り消しに伴う市の損害について、指定管理者に損害賠償請求を行うことがあります。

5 管理運営の基準

(1) 営業時間

4 月～9 月 午前 8 時 30 分～午後 6 時 30 分

10 月～3 月 午前 9 時～午後 5 時

(2) 休業日等

火曜日(その日が祝日に当たるときは、その翌日とし、更にその日が休日に当たるときは、その翌日)

年末年始 12 月 30 日～翌年 1 月 1 日

(3) 利用料金の設定

施設の管理運営にあたっては、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づく「利用料金制度(利用料金を指定管理者の収入とする制度)」を採用します。

また、利用料金(飲食店は除く)は、条例に規定する額の範囲内で、市と指定管理者が協議の上変更することができます。

6 市と指定管理者のリスク分担

指定管理業務を行うにあたって、利用者の安全、管理運営業務に対して問題が生じた場合は、指定管理者は速やかに市に連絡してください。なお、市と指定管理者のリスク分担は、業務仕様書のとおりとします。

ただし、業務仕様書に定められたリスク分担に疑義がある場合、又は定めのないリスクが生じた場合は、市と指定管理者が協議の上リスク分担を決定します。

7 管理責任者の指定

指定管理業務について総括的な責任者を指定してください。

8 管理に必要な設備の設置

指定管理者は、各務原リバーサイド 21 の管理に必要な設備を市と指定管理者が協議の上設置することができます。この場合における設備及びその設置、修繕並びにその損害等にかかる費用は、指定管理者の負担とします。

また、指定管理者は、指定の期間が終了又は指定の停止の命令を受けた場合は、自己の負担によりその設備を撤去し、原状に回復しなければなりません。ただし、市と指定管理者が協議の上その必要性がないと決定した場合は、この限りではありません。

9 応募資格・条件

(1) 申請資格

申請者は、単独の法人(NPO法人、財団法人等の公益法人を含む。)又は特定共同企業体のいずれかとし、法人格を持たない団体については、特定共同企業体の構成員となることはできませんが、その代表者になることはできません。なお、個人はいかなる形式でも応募できません。特定共同企業体の結成は自主結成とし、この場合別紙様式第5号の1「特定共同企業体構成員届出書」及び様式第5号の2「特定共同企業体協定書」により協定を結ぶ必要があります。申請資格については、次の事項に該当する者は、申請することができません。特定共同企業体で申請する場合には、一者でも次に該当する事項があれば、申請することができません。

- ① 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過していない者、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4(一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当する者
- ② 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者
- ③ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者及びその開始決定がされている者(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)
- ④ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者(同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。)
- ⑤ 直近1年間の法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税を完納していない者
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者

(2) 申請の条件

- ① 特定共同企業体で申請する場合は代表する法人を定めてください。
- ② 単独で申請した法人は、他のグループの構成員になることはできません。
- ③ 複数の特定共同企業体において、同時に構成員になることはできません。
- ④ 特定共同企業体の構成団体の変更は認めません。ただし、市が特に理由があると認める場合には、この限りではありません。
- ⑤ 過去において、スポーツ施設等の管理業務経験が3年以上あること。

10 応募の手続き

(1) 申請書類の提出等

① 募集要項等配布期間

令和7年9月1日(月)から令和7年9月30日(火)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の午前 9 時以前と午後 5 時以降を除く。)

② 申請書類受付期間

令和 7 年 9 月 1 日(月)から令和 7 年 9 月 30 日(火)まで

(ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の午前 9 時以前と午後 5 時以降を除く。)

③ 募集要項等配布及び申請書類受付場所

※申請書類一式を、持参又は郵送により提出してください。

※郵送の場合、封書の表に赤字で「各務原リバーサイド 2 | 指定管理者申請書」、裏に申請団体の住所、氏名を必ず書いてください。なお、簡易書留・特定記録によらない郵便の事故等については、一切考慮しません。

〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地

各務原市役所 5 階 都市建設部河川公園課

(各務原市ウェブサイトよりダウンロードもできます。)

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/business/keiyaku/1009970/index.html>

④ 申請書類の提出部数

正本 1 部、副本 10 部(副本は複写可)を提出してください。

(2) 提出書類

提出書類に通し番号を振ってください。特定共同企業体による応募の場合は、特定共同企業体を構成する各法人について、次の③に記載する関係書類が必要です。

① 指定申請書(別紙様式第 1 号)

② 事業計画書(別紙様式第 2 号)

- ・施設全体の管理運営計画
- ・施設全体の清掃等、維持管理の計画
- ・管理運営を行う人員体制(資格、経歴等)

i) 人員体制及び配置を予定しているスタッフの資格、経歴等

ii) 業務従事者のシフト表

- ・管理運営業務の収支計画
- ・申請団体の令和 6 年度の収支予算書、事業計画書並びに前年度の収支決算書・事業報告書

③ 付属書類

- ・法人等概要書(任意様式)
- ・法人の定款、寄附行為、規約その他これに代わる書類
- ・法人にあっては登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し(代表者が外国人の場合は、外国人登録証明書の写し)(応募日前3ヵ月以内)
- ・事業報告書、収支予算書、財務諸表(貸借対照表、損益計算書等)及びその他法人の事業及び経営の状況を明らかにする書類(各直近 1 事業年度分)
- ・法人税、法人市民税、消費税及び地方消費税に滞納がないことを証する書類
- ・法人等の主要業務及び類似施設の管理の実績を記載した書類(任意様式)
- ・構成団体を記載した書類(特定共同企業体応募の場合)(任意様式)
- ・誓約書(別紙様式第 4 号)

(3) 留意事項

① 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません(軽微な修正を除く)。

② 提出書類の取扱い、情報公開等

提出された書類の著作権は申請団体に帰属します。また、市は必要な場合には、事業計画書の内容を無償で使用できるものとします。また、提出書類については、個人に関する情報等を除き、公開されることがあります。なお、提出書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。

③ 申請の辞退

申請書類提出後に辞退する場合は、理由を添えて辞退届(任意様式)を提出してください。

④ 虚偽の記載をした場合の措置

申請書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

⑤ その他

市が必要と認める場合、聞き取り調査、追加資料の提出を求めることがあります。

(4) 質問事項の受付

申請にあたって、ご質問がある方は、次のとおり受け付けます。

① 受付期間

令和7年9月3日(水)から令和7年9月17日(水)午後5時まで(必着)

② 受付方法

質問書(別紙様式第3号)に記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールのいずれかにより、応募書類の提出先と同じ場所へ提出してください。

※郵送の場合は、電話にて都市建設部河川公園課まで確認の連絡をしてください。

※電話でのご質問にはお答えできませんので、ご注意願います。

③ 回答方法

すべての質問に対する回答は、令和7年9月19日(金)に各務原市ウェブサイトへ掲載します。

質問に対して個別には回答いたしません。また、本募集とは関係のない質問に対しても回答いたしません。

(5) 費用の負担

応募に要する経緯は、申請者の負担とします。

II 選定方法

(1) 選定、配点基準(別紙様式第6号)

応募書類を各務原市指定管理者選定評価監視選定委員会(以下「選定委員会」という。)にて公正に審査します。

選定委員会は、事業計画書等の提出書類の書類審査に基づき、以下の基準等により審査し、申請団体を指定管理者の候補者に選定します。

また、応募状況によりプレゼンテーション・ヒアリングを行うことがあります。

① 施設の運営が、利用者の平等な利用を確保することができるものであること。

② 施設の効用を最大限に発揮させるものであること。

③ 施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。

1) 収支計画書に記載してある収入及び支出の見積額について評価します。

④ 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有するものであること。

- 1) 申請団体の経歴、業務実績
- 2) 担当予定者の資格、経歴、業務実績
- 3) 業務を行うに当たっての担当予定者の人数及び体制
- ⑤ その他施設の設置目的を達成するために必要な事項
- ⑥ 指定管理料の提案価格

(2) プレゼンテーション・ヒアリング

- ① 実施日時 令和7年11月6日(木) もしくは 11月18日(火) ※予定
- ② 実施方法 申請団体の代表者から事業計画書の内容などについてプレゼンテーションを行っていただきます。また、市から申請団体に質疑させていただくことがあります。(プレゼンテーションを行っていただく場合、具体的な日時等については別途ご連絡します。)

(3) 選定結果の通知

選定の結果については、指定管理候補者選定後、速やかに申請団体全員に対して文書で通知します。

(4) 選定の過程及び結果

選定の過程における質疑応答の内容、審査の結果等については公表されることがあります。

(5) その他

選定委員会委員等に対して、本申請について不正な接触の事実が認められた場合には、失格とします。

12 失格

申請団体が提出した指定申請書・事業計画書が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、失格となる場合があります。

- (1) 事業計画書の提出方法を遵守せずに提出されたもの
- (2) 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの

13 指定管理業務に係る協定の締結

指定管理者の指定の後に、市と指定管理者は、指定管理業務に関し、指定管理期間中の包括的な事項を定めた「基本協定書」及び各年度の実施事項を定めた「年度協定書」を締結します。

また、「基本協定書」及び「年度協定書」に定めのない事項又は内容に疑義が生じた場合は、改めて協議します。なお、指定管理者が特定共同企業体となった場合は、協定の締結時に構成員全員の同意書を提出していただきます。

(1) 「基本協定書」に盛り込む事項

- ① 指定期間に関する事項
- ② 事業計画に関する事項
- ③ 利用料金に関する事項
- ④ 事業報告及び業務報告に関する事項

- ⑤ 管理費用に関する事項
 - ⑥ 指定の取消し及び業務の停止に関する事項
 - ⑦ 施設の管理に関し知り得た個人情報の保護に関する事項
 - ⑧ その他必要と認める事項
- (2) 「年度協定書」に盛り込む事項
- ① 当該年度の事業計画に関する事項
 - ② 当該年度に市が支払う指定管理料に関する事項
 - ③ その他
- (3) 協定の締結に際し必要な事項
- 協定の締結に際し、必要な事項については、市と指定管理者が協議の上、定めることとします。
- (4) 協定が締結できない場合の措置等
- 指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
- ① 正当な理由なくして協定の締結に応じないとき
 - ② 財務状況の悪化等により、業務の履行が確実にないと認められるとき
 - ③ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき

14 応募書類提出後の日程

(1) 選定結果通知

令和7年11月中旬(予定)

市は、指定管理者候補者1団体を選定し、その旨を通知します。

(2) 指定管理者の指定

令和7年12月下旬(予定)

各務原市議会の指定の議決を経て指定管理者を指定しますが、議決を得られなかった場合は、指定管理者に指定しないことを了承ください。

(3) 指定管理の準備期間

令和8年1月から3月

指定管理者が各務原リバーサイド21の管理に必要な整備等を行ってください。

(4) 協定の締結

令和8年3月末

市は指定管理者の指定をした団体と、各務原リバーサイド21の管理に関する協定を締結します。

なお、地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、協定の締結を行わないことがあります。

15 その他の事項

(1) 業務の継続が困難になった場合等の措置

指定管理者は、業務の継続が困難となった場合、又はそのおそれが生じた場合は、速やかに市に報告しなければなりません。その場合の措置については、次のとおりです。

① 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、又はそのおそれが生じた場合には、市は指定管理者に対して改善勧告等の指示を行い、期間を定めて改善策の提出及び実施を求めることができます。この場合、指定管理者がその期間内に改善することができなかった場合等には、市は指定管理者の指定の取消し又は業務の全部又は一部の停止を命じることができるものとします。

② 指定が取り消された場合等の賠償

上記①により指定管理者の指定が取り消され、又は業務の全部若しくは一部が停止された場合、指定管理者は、市に生じた損害を賠償しなければなりません。

③ 不可抗力等による場合

不可抗力その他市又は指定管理者の責めに帰することができない事由により、業務の継続が困難となった場合、市と指定管理者は、業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合、市は指定管理者の指定の取消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じることができるものとします。

(2) 予算が成立しなかった場合の契約について

予算が成立した場合は選定した業者と契約を行うこととしますが、予算が成立しなかった場合は契約を行うことができないため、ご留意の上応募してください。

(3) 愛称の使用

各務原リバーサイド 21 は、ネーミングライツ・パートナー（施設命名権者）制度を導入しています。このため、各種広報・広告媒体などにおける施設の名称は、愛称の使用を原則とします。

令和 10 年度以降については、ネーミングライツ・パートナーの更新に伴い、愛称が変更となる場合がありますが、変更となった場合の施設の看板等の表示に係る経費等は、ネーミングライツ・パートナーが負担します。指定管理者は、パンフレットやホームページの表示について対応いただきます。

なお、この対応に伴う指定管理料の追加の支払いはありません。

導入状況について

- ・愛称:天龍グループリバーサイド 21
- ・契約期間:令和 5 年 6 月 1 日～令和 10 年 5 月 31 日まで(更新する場合があります。)
- ・施設命名権者:天龍建設株式会社 代表取締役 八木 重喜

(4) その他協議すべき事項

「基本協定書」及び「年度協定書」に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、市及び指定管理者双方が誠意を持って協議するものとします。

(5) 業務の引き継ぎについて

指定期間の終了若しくは指定の取消しにより、次期指定管理者に業務を引き継ぐ場合は円滑な引き継ぎに協力していただきます。

[担当部署]

〒504-8555 各務原市那加桜町 1 丁目 69 番地

各務原市役所 都市建設部 河川公園課

電話:058-383-1533(直通)

FAX:058-383-6365

MAIL:tkoen@city.kakamigahara.gifu.jp

様式第1号(第2条関係)

指定申請書

令和 年 月 日

(宛先)各務原市長

所在地
申請者 団体名
代表者氏名
電話番号

各務原市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第2条の規定に基づき、下記の施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

施設名 各務原リバーサイド21

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- 3 法人にあっては、当該法人の登記簿謄本
- 4 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書
- 5 当該施設の管理に関する業務収支予算書
- 6 その他市長が必要と認める書類

事業計画書

申請年月日 令和 年 月 日

施設名	各務原リバーサイド21		
団体名			
代表者名			
団体所在地			
電話番号		ファックス番号	
団体設立年月日	年 月 日		
現在運営している施設名	所在地	運営開始年月日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	
		年 月 日	

各務原市パターゴルフ場指定管理者募集要項のうち、13指定管理者指定の申請(1)①~③について記載してください。

施設の事業計画

管理運営業務の収支計画

各務原市パターゴルフ場指定管理者募集要項のうち、13 指定管理者指定の申請(1)④について記載してください。なお、追加すべき項目があれば、適宜項目を追加してください。また、必要に応じて収支計画の詳細を別途添付してください。

① 指定管理者収入(単位:円)

項目区分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計
利用料金等収入						
(内訳)						
リバーサイド21 (a*b*c)						
1年あたり日数(日) a						
1日あたり平均収入 b*c						
1日あたり平均人数(人) b						
1人あたり平均料金 c						
収入合計(A)						

② 指定管理者支出(単位:円)

項目区分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計
減価償却費						
施設維持管理業務						
人件費						
警備						
自動券売機保守						
清掃業務						
ごみ清掃業務						
植栽維持						
消耗品						
その他						
光熱水費						
修繕						
損害保険料						
公租公課						
支出合計(B)						

③ 収支差引(単位:円)

項目区分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	合計
収入合計(A)						
支出合計(B)						
差 額(A)-(B)						

様式第3号

令和 年 月 日

(あて先) 各務原市長

質問者 住所
団体名
代表者氏名
電話番号

質問書

各務原市パターゴルフ場指定管理者募集要項に対し、次のとおり質問があるので提出します。

資料名	頁数	質問項目	質問事項

(※) 資料名は、募集要項に関するものは「募集要項」、仕様書に関するものは「仕様書」、それ以外は「その他」と記入してください。

(送付先) 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
都市建設部河川公園課 あて

・ファックス番号 058(383)6365

・電子メールアドレス tkoen@city.kakamigahara.gifu.jp

様式第4号

誓約書

年 月 日

(宛先)各務原市長

所在地
法人名
代表者名

各務原リバーサイド21の指定管理者の指定申請にあたり、下記事項について誓約します。

これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

また、照会で確認された情報は、今後、私(当社)が貴市と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 1 各務原リバーサイド21の指定管理者募集要項に定める応募資格を全て満たしています。
- 2 提出した書類に虚偽又は不正はありません。

特定共同企業体構成員届出書

年 月 日

(あて先) 各務原市長

特定共同企業体の名称

構成員(代表者)住 所

名 称

代表者名

印

構成員 住 所

名 称

代表者名

印

構成員 住 所

名 称

代表者名

印

このたび、各務原リバーサイド21における指定管理者の指定を受けるため、特定共同企業体を結成しましたので届け出ます。

(※) 上記を参考に共同体の構成員届出書を作成し、提出してください。

様式第5号の2

特定共同企業体協定書

- 第1条 目的
- 第2条 名称
- 第3条 所在地
- 第4条 成立の時期及び解散の時期
- 第5条 構成員の所在地及び名称
- 第6条 代表者の名称
- 第7条 代表者の権限
- 第8条 構成員の責任
- 第9条 権利義務の制限
- 第10条 構成員の脱退に対する措置
- 第11条 構成員の破産又は解散に対する措置
- 第12条 協定書に定めのない事項

年 月 日

構成員(代表者)住 所
名 称
代表者名 印

構成員 住 所
名 称
代表者名 印

構成員 住 所
名 称
代表者名 印

(※)上記各事項を参考に共同体の協定書を作成し、提出してください。

様式第6号

指定管理者候補者選定に係る配点基準(例)

審査基準		配点基準
1	利用者の平等な利用を確保することができるものであること。	16点
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。	24点
3	施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること。	16点
4	施設の管理を安定的して行う能力を有するものであること。	20点
5	その他施設の設置目的を達成するために必要な事項	8点
6	指定管理料の提案価格	16点
合 計		100点